

令和4年度～令和5年度玄海町健康増進計画等策定支援業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、健康増進法第8条第2項に基づく、町の健康増進計画である玄海町健康増進計画（第二次）「げんきか笑顔いっぱいプラン」が令和4年度をもって計画期間を終了すること及び食育基本法第18条に基づく「玄海町食育推進基本計画」が平成27年度を以て終了していることから、現計画の最終評価及び次期計画を策定するため、健康関連情報の収集や現状分析、アンケート調査・結果分析、目標等の検討や会議支援に関する業務について、プロポーザル方式により委託先を決定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度～令和5年度玄海町健康増進計画等策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和4年度～令和5年度玄海町健康増進計画等策定支援業務委託仕様書」の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により、提案内容、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し委託契約候補者を決定する。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 委託料見積上限額

令和4年度 3,007,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度 3,234,000円（ 〃 ）

※1 上記金額は令和4年度玄海町議会定例会3月会議での予算成立前のものであり、今後変更が生じる可能性がある。

※2 各年度において、本予算が議決されない場合、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しないものとする。

3 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない者

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 地方自治体から健康増進計画及び食育推進基本計画策定業務を受託し、完了した実

績を有する者

- (4) 申請日現在において、玄海町の競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (5) 佐賀県、玄海町から現に競争入札の指名停止を受けていない者
- (6) 九州内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (7) 情報セキュリティや個人情報保護等に関するプライバシーマーク等の認証を取得済みの者
- (8) 自己又は自社の役員などが、次の各号のいずれにも該当する者でない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 前号のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

4 選定までのスケジュール

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) プロポーザルの実施の公示 | 令和4年3月14日（月） |
| (2) 質疑書の提出期限 | 令和4年3月28日（月） |
| (3) 質疑書の回答期限 | 令和4年4月 6日（水） |
| (4) 参加申出書の提出期限 | 令和4年4月13日（水） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和4年4月27日（水） |
| (6) プレゼンテーション及びプロポーザル審査委員会 | 令和4年5月 上旬（予定） |
- ※応募多数の場合は、プレゼンテーションを複数日に分けて行う場合がある。
- | | |
|----------------|---------------|
| (7) 委託契約候補者の決定 | 令和4年5月 中旬（予定） |
| (8) 業務委託契約締結 | 令和4年5月 下旬（予定） |

5 提出書類

本業務を受託しようとする者は、別紙仕様書をもとに、次に示す書類を提出する。

- (1) 参加申出書 1部
参加申出書（様式第1号）を使用し、次の書類を添付する。

- 添付書類① 会社概要（パンフレット等でも可）
添付書類② 類似業務等の受託実績（受託金額）
※業務内容が分かる資料及び契約書の写しを添付すること。
添付書類③ プライバシーマーク等の認証の写し

(2) 企画提案書 正本1部、副本6部

(企画提案書形式)

A4版縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

(企画提案書記載内容)

下記及び別紙の仕様書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ① 町の現行計画等を含む状況把握
- ② 実施スケジュール（令和4年度・令和5年度）
- ③ 住民アンケート調査にあたってのポイント
※住民アンケート調査の対象についても提案可能とする。
- ④ 健康課題等の抽出、分析実施にあたってのポイント
- ⑤ 計画策定にあたってのポイント

(3) 見積書 1部

見積書（様式第2号）を使用する。金額の記載は税抜きとし、令和4年度・令和5年度のそれぞれの金額がわかるように記載する。見積書には、商号又は名称、代表者職氏名等を記載、押印の上、封筒に入れ密封割印し1部提出する。

6 プロポーザル手続き

(1) 担当事務局

住 所 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
担当課名 健康福祉課 保健衛生係
電 話 0955-52-2159 FAX 0955-52-2813
E-mail kenkoufukushi@town.genkai.lg.jp

(2) 参加申出書の提出

プロポーザルへ参加する場合は、参加申出書（様式第1号）を提出すること。

- ① 提出期限 令和4年4月13日（水）午後5時15分まで ※必着
- ② 提出先 上記（1）に同じ
- ③ 提出方法 郵送 ※感染症拡大防止のため、直接の持参はご遠慮ください。

(3) 参加資格審査

参加申出書の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果については、

参加申出書を提出した者へ郵送にて通知する。

(4) 質疑書の提出

質疑のある場合は、質疑書（様式任意）を電子メール（上記（1）のアドレスまで）で提出すること。

- ① 提出期限 令和4年3月28日（月）午後5時15分まで
- ② 質疑回答 質疑の回答は、令和4年4月6日（水）午後5時15分までに電子メールにより行う。また、全ての質疑を取りまとめのうえ、令和4年4月14日（木）までに全参加申出者へ電子メールにより送付する。

(5) 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書及び見積書（様式第2号）は次により提出すること。

- ① 提出期限 令和4年4月27日（水）午後5時15分まで ※必着
- ② 提出先 上記（1）に同じ
- ③ 提出方法 郵送 ※感染症拡大防止のため、直接の持参はご遠慮ください。

(6) プレゼンテーションの実施

- ① 開催日時 令和4年 5月 上旬（別途通知）
- ② 開催場所 玄海町役場
- ③ 開催方法 20分間以内での提案説明の後、15分間程度の質疑
- ④ 出席者 3名以内とする。

プレゼンテーションを行う者は、原則として本業務の責任者又は本業務に主として携わる者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の同席している者も可とする。

※感染症の拡大状況によってはウェブシステムで実施する場合があります。

- ⑤ 準備物 プロジェクター及びスクリーンは町が準備する。
- ⑥ 順番 町においてくじを行い、参加者に対して開始時刻を文書で通知する。

7 プロポーザル審査業務

(1) プロポーザル審査委員会を設置し、別に定める審査基準により、提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を審査し、委託契約候補者を選定する。

(2) 審査内容は次のとおりとする。

- ① 会社における類似業務等の受託実績（受託金額）
- ② 本業務における実施体制（担当者の氏名、人数、資格、業務履歴、全体の取り組み体制、協力体制）
- ③ 町の現行計画等を含む状況把握
- ④ 計画策定の実施スケジュール（令和4年度・令和5年度）

- ⑤ 住民アンケート調査にあたってのポイント
- ⑥ 健康課題等の抽出、分析実施にあたってのポイント
- ⑦ 計画策定にあたってのポイント
- ⑧ 見積価格

(3) 審査方法

評価結果により順位付けを行い、総合評価点が最も高い提案者を1位（委託契約候補者）とする。なお、総合評価点が同点となった場合には、見積額の低い提案者を上位とする。

8 審査結果の通知

審査結果は、委託契約候補者決定後速やかにプロポーザル参加者全員に通知する。なお、選定結果に対する問い合わせや異議申立ては、一切受け付けないこととする。

9 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (2) 書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- (4) 見積書の金額が見積限度額を超過している場合
- (5) 契約締結の日までに3に記載の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (6) その他審査委員会が不適格と認めた場合

10 契約に関する事項

(1) 契約者の決定

- ① 委託契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定したうえで年度ごとに契約を締結する。ただし、令和5年度の町の歳出予算額の減額があった場合は、予算の範囲内で仕様書を見直し契約を締結し、歳出予算額の削除があった場合は、本業務委託は行わない。
- ② 委託契約候補者と契約が成立しなかった場合は、次順位の者が委託契約候補者となり、町との協議が成立した場合は、契約者として決定し契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額は、提出された見積額の範囲とする。

(3) 契約保証金

委託業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100とする。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- ① 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ② 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するものであり、かつ、当該契約を誠実に履行すると認められたとき。

1 1 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認められません。
- (2) 提案は、一者一提案とします。
- (3) 提出された書類は返却しませんが、提出者に無断で選定以外のために使用することはありません。
- (4) 書類の作成及び提出、説明にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (5) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱はしません。辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡してください。
- (6) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、本町が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとします。
- (7) 玄海町情報公開条例(平成17年条例第22号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの委託契約候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。